（自己資本控除とされた証券化エクスポージャーの取扱い）

第三百二条の五　この節の規定により証券化エクスポージャーが自己資本控除とされる場合については、当該証券化エクスポージャーの一般市場リスクは算出することを要しない。

2　この節の規定により証券化エクスポージャーが自己資本控除とされる場合については、第二百四十七条（第一項第二号を除く。）の規定を準用する。

第五節　特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る特例

（特定順位参照型クレジット・デリバティブの個別リスク）

第三百二条の六　第一節から前節までの規定にかかわらず、ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブに係る個別リスクの額は、第二百八十二条又は第二百八十三条に定める要領に基づき銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジションの額における次の各号に掲げる額のうち、いずれか小さい額とする。

一　当該ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブに係る参照資産等の個別リスクの額の合計額

二　当該ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブに係る契約において発生し得る最大の損失額

2　特定順位参照型クレジット・デリバティブ（ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブに係るものを除く。以下この項において同じ。）に係る個別リスクの額は、第二百八十二条又は第二百八十三条に定める要領に基づき銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジションの額における次の各号に掲げる額のうち、いずれか小さい額とする。

一　次のイに掲げる額からロに掲げる額を控除した額

イ　当該特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る参照資産等の個別リスクの額の合計額

ロ　当該特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る参照資産等のうち、あらかじめ特定された順位に相当する数から一を減じた数に等しい個数の参照資産等の個別リスクの額を、小さいものから順に合計した額

二　当該特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る契約において発生し得る最大の損失額

3　第二百八十一条第二項の規定は、特定順位参照型クレジット・デリバティブの個別リスクの額の計算について準用する。

4　前三項の規定にかかわらず、プロテクションの提供に係る特定順位参照型クレジット・デリバティブが格付を有する場合にあっては、その個別リスクの額の算出については、第三百二条の二から前条までの規定を準用する。この場合において、「証券化エクスポージャー」とあるのは、「特定順位参照型クレジット・デリバティブ」と読み替えるものとする。

（特定順位参照型クレジット・デリバティブのポジションの相殺）

第三百二条の七　ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブを保有する銀行は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める方法により個別リスクの額を削減することができる。

一　当該ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブに係る参照資産等のうち一の資産を保有している場合　当該一の資産の個別リスクの額と当該ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブの個別リスクのうち当該一の資産に係る部分の額（当該額が当該ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブの個別リスクの額よりも小さい場合は、当該ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブの個別リスクの額とする。次号において同じ。）とを、これらの額のうちいずれか小さい額を限度として個別リスクを相殺する方法

二　当該ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブに係る参照資産等のうち複数の資産を保有している場合　当該複数の資産のうち一の資産の個別リスクの額と当該ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブの個別リスクのうち当該一の資産に係る部分に相当する額とを、これらの額のうちいずれか小さい額を限度として相殺したときに、相殺される額が最も小さい資産についてのみ個別リスクを相殺する方法

第六節　コリレーション・トレーディングに係る特例

（コリレーション・トレーディングに係る個別リスクの算出）

第三百二条の八　銀行は、コリレーション・トレーディングに係る個別リスクの算出に当たっては、次条に定める修正標準方式によって算出される個別リスクの額又は第三百二条の十から第三百二条の十三までに定める内部モデル方式によって算出される包括的リスクの額を用いることができる。ただし、内部モデル方式を用いる場合には、第三百二条の十三の規定に基づき承認が取り消された場合を除き、これを継続して使用しなければならない。

（修正標準方式による個別リスクの額）

第三百二条の九　修正標準方式を用いて算出するコリレーション・トレーディングの個別リスクの額は、次の各号に掲げる額のうちいずれか大きい額とする。

一　第二百八十二条又は第二百八十三条に定める要領に基づき相殺した後のロング・ポジションについて、第三節から前節までの規定により算出した個別リスクの額の合計額

二　第二百八十二条又は第二百八十三条に定める要領に基づき相殺した後のショート・ポジションについて、第三節から前節までの規定により算出した個別リスクの額の合計額

（内部モデル方式の承認）

第三百二条の十　銀行は、金融庁長官の承認を受けた場合には、前条の規定に基づいて算出されるコリレーション・トレーディングの個別リスクの額に代えて、内部モデル方式によって算出されるコリレーション・トレーディングの包括的リスクの額を用いることができる。

2　前項の承認を受けようとする銀行は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一　商号

二　自己資本比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名

3　前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　理由書

二　前項第二号に規定する責任者の履歴書

三　包括的リスクに係るリスク計測モデル（次項において「包括的リスク計測モデル」という。）の構築及び利用その他の内部モデル方式の運用が承認の基準に適合していることを示す書類

四　その他参考となるべき事項を記載した書類

4　金融庁長官は、第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一　包括的リスク計測モデルが少なくとも次に掲げるものを含むリスクを計測するものであること。

イ　デフォルト・リスク

ロ　格付遷移リスク

ハ　複合的なデフォルトに係るリスク

ニ　クレジット・スプレッドに係るリスク

ホ　インプライド・コリレーションのボラティリティに係るリスク

ヘ　ベーシス・リスク

ト　回収率の変動に係るリスク

チ　ヘッジのリバランスに係るリスク

二　主要なリスクを把握するための十分な市場に関する情報を保有していること。

三　包括的リスク計測モデルがコリレーション・トレーディングのポートフォリオに関する過去の価格変動を説明できること。